

健康福祉委員会 令和4年7月15日
福祉部 資料33番
所管 障害福祉課

障害者就労施設等からの物品等の調達について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、令和3年度、区が障害者施設等と契約した物品調達実績及び令和4年度の調達方針について以下のとおり報告する。

1 令和3年度調達実績（見込み額）

213,848,561円（物品：19,910,723円、役務：193,937,838円）

※令和2年度調達実績（確定額）

213,371,967円（物品：21,410,655円、役務：191,961,312円）

2 令和4年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(1) 調達目標 令和3年度実績を上回ること

(2) 主な取り組み予定

- 物品（事務用品等）・役務（印刷等）等の調達に積極的に取り組むよう職員に周知
- おおむすびの周知による自主生産品の職員を含めたPRの強化
- 区内の障害者施設の自主生産品、対応可能な作業等をホームページで紹介
- 各障害者施設で受注可能な作業・製品等のリストの更新とPR強化

(参考) 障害者優先調達推進法（平成25年4月1日施行）

【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品の調達に努め、障害者の自立促進に資することを目的とする。

地方公共団体は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、調達の実績を公表する。